

## 東近江行政組合職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則

平成9年7月1日  
滋賀中部地域行政事務組合規則第7号

改正 平成10年3月31日 規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）付則第20項の規定に基づき、職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間を定めるものとする。

(期間)

**第2条** 法付則第20項の規定により読み替えられた法第55条の2第3項の公平委員会規則で定める期間は、7年とする。

**付 則**

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

**付 則**（平成10年3月31日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。